

Ⅱ. 各国・地域別研究成果の要旨

【政策に重点を置いて研究する国・地域】

米国：農業法に基づく経営安定政策

－これまでの変遷と実施状況－

勝又 健太郎
吉井 邦恒

1. 米国の経営安定政策の変遷とその背景

(1) 価格所得政策

1) 1933年農業法－価格所得政策の創設－

1929年、株価の暴落に端を発した大恐慌の下で、農産物価格が暴落し、1932年の農家所得が29年に比べて3分の1以下になった。一般物価水準が約30%下落したのに対し、農家手取価格は50%以上も下落した。ニューディール政策の一環としてこの経済危機に対処するために1933年農業法が制定され、農業分野で初めて価格所得政策が創設された。

1933年農業法においては、他産業従事者と見合う購買力を農家に与える価格水準である「パリティ価格 (Parity)」を実現することが目的とされた。この目的のために農業法において小麦、とうもろこし等を対象として生産過剰を防止する生産調整等が規定された。

1933年においては悪天候により小麦やとうもろこしの生産量は減少する見通しであったため、生産調整は実施されなかったが、とうもろこしの価格は低迷したままだったので価格をパリティ価格水準に固定する要望が強まった。そこで、農家に対するとうもろこしを担保とした「返済請求なし融資 (non-recourse loan)」を通じて価格を支持する「価格支持融資」が開始されることとなった。支持水準 (ローンレート) はパリティ価格を基準に決定することとした。(とうもろこしについては、1934年と1935年に生産調整を実施することが価格支持融資の要件とされた。)

その後、1938年農業法により、価格支持融資が小麦等に対象作物を拡大し農業法に規定されることとなった。また、同法においては、生産過剰を防止する対策としては、作付面積割当と販売割当が規定された。

以上の価格支持融資等の実施の結果、価格下落が防止され農家の所得は30年代に徐々に回復していった。

2) 1973 年農業法－不足払いの導入－

第二次世界大戦期の戦時需要や戦後の欧州の復興期における需要増大、さらには朝鮮戦争期の戦時需要に対応した増産奨励のためにローンレートは高水準に引き上げられた。しかしながら、朝鮮戦争が終結した 1953 年以降も 1960 年代初頭にかけてローンレートが高水準に維持された結果、米国内において生産過剰となり、価格支持融資に係る政府在庫が急増した。このため、1930 年代半ば以降実施されていなかった生産調整が、とうもろこしについては 1961 年から、小麦については 1962 年から開始された。

一方、米国の国内市場価格は、生産費の低いカナダ、オーストラリア等よりも高くなり、米国の農産物の国際市場における価格競争力が低下したため、輸出を促進するために米国産農産物の価格を国際市場価格の水準まで低下させなければならなかった。このため、1963 年にはとうもろこしのローンレートを、そして 1964 年には小麦のローンレートを国際市場価格の水準まで大幅に引き下げた。また、この結果生じる価格低下による農家所得の損失を補てんするために直接支払いが導入された。この結果、小麦ととうもろこしの在庫が 1970 年代初頭にかけて減少傾向となった。

以上のような 1960 年代の価格所得政策を継続・発展させる形で、1973 年農業法において「不足払い」が導入された。不足払いとは、①農家所得の保証価格として「目標価格」を設定し、②市場価格が、目標価格未満に低下した場合には、目標価格と市場価格（市場価格がローンレートを下回る場合には、ローンレート）との差額を農家に支払うというものである。

目標価格は、生産費をベースとして算定されることとなり、1930 年代の価格所得政策の創設時からこれまで用いられてきたパリティ価格から生産費ベースへと農家の所得支持の基準が変更されることとなった。また、価格所得政策は、ローンレートによる価格支持の基礎的部分と農家の所得支持のための上乗せの不足払い部分の二重構造となった。

1970 年代初頭からは世界的な穀物の需給逼迫により米国の農産物の輸出量が急増するとともに、農産物価格が高騰し、基本的に目標価格以上の水準で推移した。1960 年代から引き続き、生産調整も制度としては継続されたが、生産過剰は生じず、1970 年代は、生産調整はほとんど実施されなかった。

3) 1985 年農業法－価格支持融資から販売支援融資へ－

しかしながら、1980 年代初頭になると過剰生産問題を抱える EC が、輸出補助金を乱用した農産物輸出を展開し、純輸出国に転じた。また、米国がソ連のアフガニスタン侵攻に対応して、対ソ穀物禁輸措置を実施したことからソ連が輸入先をアルゼンチン等に転換したために禁輸終了後にソ連への輸出が以前と比べて減少した。一方、1970 年代半ばから 80 年代半ばにかけて、農産物価格の高騰や生産費の上昇を背景としてローンレートが過去最高水準に引き上げられ、米国の農産物価格が世界市場において割高になった。以上のことから米国の農産物輸出が 80 年代前半に減少し、在庫が過去最高水準に急増した。そこで、米国の農産物の輸出促進のために、ローンレートを再度、国際価格水準並みに引き下げるとともに、従来の価格支持融資の返済に関して「販売融資 (Marketing Loan)」という任意制度 (農

務長官の裁量で発動)が規定された(1985年農業法)。これは、市場価格がローンレート未満の場合に、市場価格の水準で融資を返済できる制度である。ローンレート未満の市場価格で販売することが可能となり、農家にとってローンレートと返済単価(市場価格)の差額分は輸出補助金の効果を持つこととなる。

また、1986年に開始されたガット・ウルグアイラウンド農業交渉が1990年に行き詰まったが、これは、ECが輸出補助金の廃止等に関して妥協しなかったことも大きな要因の一つと言われている。そうした中で、米国はECの輸出補助金に対抗するために、1990年財政調整法において、1992年6月30日までにガット・ウルグアイラウンド農業交渉が合意に至らない場合は、任意制度である販売融資の発動を義務づける旨規定され(ガット・ウルグアイラウンド農業交渉は、1993年12月に合意されることとなる)、販売融資制度は、現在に至っている(2014年農業法では「販売支援融資(Marketing Assistance Loan)」として規定されている)。

生産調整については、1980年代から始まった生産過剰に対応するために再び1982年から1990年代半ばまで毎年実施されることとなった。

4) 1996年農業法—不足払いと生産調整の廃止と直接固定支払いの導入—

1980年代から米国の単年度の財政赤字額が1970年代に比べて桁違いに増加し、90年代前半には過去最高に達した。1995年には、米国議会で「7年後に単年度の財政赤字をゼロにする」という大幅な財政支出削減を行う内容の財政決議が成立した。その中で農業分野における価格所得政策関係の削減額は、96年から7年間で134億ドルとされた。これは、従来の価格所得政策を続けた場合に議会予算局が算定した同7年間の予測支出額の約24%に相当する額である。このため、1996年農業法の制定過程で、価格所得政策において、この大幅な支出削減をどのように実現するのかが主要なテーマとなった。

不足払いは、市場価格の動向により支出額が大きく変動するため、計画的な支出削減にそぐわないと考えられ、将来の支出額を固定する所得政策への転換が望まれた。

また、1990年代に入り、需給の逼迫傾向により農産物価格の上昇傾向が続き、1995年には過去最高の水準に達した。このような目標価格を上回る高価格の下では、価格の動向に関係なく固定額が支払われる政策の方が、不足払いより好都合であると農家に受けとめられた。

さらに、農産物価格の高騰により、農家からは、市場動向に応じて収益性の高い作物生産への柔軟な転換を可能とする作付け自由化とともに生産調整廃止の要求が高まった。

以上のことを背景として1996年農業法においては、①不足払いを廃止し、固定的な直接支払いを導入するとともに②作付けを自由化し、生産調整を廃止した。これにより直接支払いについては、現在の生産量と切り離されて過去の基準期間に基づいて支払い額が固定されるデカップル支払いに移行することとなった。

5) 2002 年農業法—不足払い（価格変動対応型支払い）の再導入—

農産物価格は 1990 年代に上昇傾向が続いていたが、1996 年以降、下落し始め、1998 年にローンレート水準にまで低下した。このため、直接固定支払いを加算した農家所得は、以前の不足払い制度の下での目標価格の水準の約 80%にまで減少した。一方、米国の単年度の財政収支は、1998 年以降、黒字に転じた。

このような状況下において農家所得を維持するため、1998 年には追加的な支払いである緊急支援が実施された。以後、2001 年にかけて毎年、同様の農家緊急支援が実施された。農家緊急支援により、旧目標価格の約 80%にまで減少した農家所得は、90%以上の水準にまで引き上げられることとなった。

以上のことを背景として、2002 年農業法において、価格がローンレート的水準まで下落した場合でも農家所得を旧目標価格水準程度に維持させるため、新たな不足払いが、価格支持融資と直接固定支払いという 1996 年農業法で導入された価格所得支持政策に追加する形で再導入された。

「価格変動対応型支払い（Counter-Cyclical Payment: CCP）」として規定された新たな不足払いは、1973 年農業法と同様に目標価格が設定された（新目標価格は、1995 年目標価格の約 95%水準である）。

6) 2008 年農業法—平均作物収入選択プログラム（ACRE）の導入—

農産物価格は、2000 年代前半にかけて目標価格以下に低迷していたが、とうもろこしのエタノール生産用の需要の拡大や豪州における干ばつによる小麦の生産量の減少により、世界的な需給が逼迫したため、2006 年秋以降から高騰し、2007 年の価格は、2005 年に比べて、小麦、とうもろこしともに約二倍に上昇した。

このような目標価格を超えた高価格の下でも、直接支払いは固定的に受給されていることや 1996 年農業法制定時に高価格の下で不足払いを廃止したために、当該農業法の実施段階において農産物価格の下落による農家の所得減少分を価格所得政策で補償しきれなかったという苦い経験を踏まえれば、不足払いは維持しなければならないという認識が、農業団体及び議会においてあり、価格所得政策については、現状を維持するべきという機運が高かった。

一方で、価格の低下がたとえ目標価格以上にとどまった場合でも生産費の上昇によりコスト割れする可能性もある中では、CCP が支払われない場合にも現状の高水準の収入を補償する政策の必要性も認識され始め、価格ではなく収入に着目した経営安定対策の導入の要望が高まった。

以上のことを背景として、2008 年農業法においては、2002 年農業法の価格所得政策の仕組みを維持しつつ、新たに収入変動対応型の支払いである「平均作物収入選択プログラム（Average Crop Revenue Election: ACRE）」を CCP のオプションとして導入した（ただし、ACRE を選択した場合は、直接固定支払いは 20%減額され、ローンレートは 30%引き下げられる）。ACRE は、作物ごとの農家の実収入が収入実績（直近 5 中 3 年の平均収量 × 直近

2年間の全国平均販売価格)を下回った場合に発動され、ACREの支払い単価は、農家の収入単価の67.5%~90%部分をカバーするものであり、農業保険ではカバーされない浅い損失(shallow loss)を補償する政策であることから、現状の高価格下での収入水準を維持できるようにする政策であった。

(2) リスク管理政策(農業保険と災害援助支払い)

米国の自然災害の影響によって農家が経済的損失を受けた場合の経営安定政策は、1930年代に発生した干ばつ被害に対応するために農業保険(収量保険)という形式で開始された。

当初は、対象作物と地域を限定して試験的に実施され、保険料が高すぎると農家に判断されたこともあり、広範には利用されなかった。このため、大規模な自然災害が発生した場合に多くの農家経営が危機にさらされたことから、1973年農業法により、災害援助支払いが創設された。

災害援助支払いは、農家が積立金等の負担をする必要のない直接支払いであり、実質的には保険料なしの農業保険として機能したために、災害援助支払いの財政負担が増加したことから、1980年に原則的に災害援助支払いを廃止するとともに、保険料補助の導入等の農業保険の普及対策を実施した。1996年には収入保険を創設し、2000年には保険料補助率を引き上げる等の措置を実施した。

その結果、農業保険はかなり普及したが、その後も臨時の特別立法による災害援助支払いが随時実施された。そこで、2008年農業法により災害援助支払いを効率的に実施するために「補完的収入援助支払い」が創設された。

米国における農業保険と災害援助支払いの変遷は、農業保険を自然災害時の農家の所得支持の主要な政策に位置づけ、災害援助支払いを農業保険の代替政策から補完政策へ転換させる制度改革のプロセスと理解することができる。

(3) まとめ

以上のように米国の経営安定政策については、国際需給状況、農産物価格の動向、財政事情、自然災害の発生状況に応じて制度変更が行われてきたが、制度の内容がどのようなものであれ、価格所得政策とリスク管理政策を総合的・機動的に実施して一貫して農業者の所得を維持し続けてきたことが分かる。

2. 2014年農業法の概要と実施状況

(1) 2014年農業法制定の背景と審議状況

財政事情が極めて厳しく、農業歳出に対する削減圧力がかつてないほど強い中で、2008

年農業法に代わる新農業法の審議は、直接支払い等の既存の農産物プログラムに代わるセーフティネット・プログラムの創設、農業関係予算の7割以上を占める栄養プログラム（低所得者等に対し食料費等の提供や栄養教育を実施）の削減が主な論点となった。

農産物プログラムについては、歳出削減のため、価格動向等に関係なく毎年約50億ドルが支払われてきた直接支払いの廃止が比較的早い段階で決断された。また、価格低下に対応するCCPや収入低下に対応するACREは経営安定のためには十分機能しておらず、それらに代わる新しいセーフティネット・プログラムが検討された。主にとりもろこしや大豆の生産を中心とする北部では、農業保険ではカバーできないような軽微な収入損失（shallow loss）への対応に関心が高かったのに対して、綿花、米および落花生について安定した収入を保証していた直接支払いが廃止される南部にとっては、一定の価格を保証するタイプのプログラムを求める声が強かった。なお、綿花については、WTOパネルの裁定に対応したプログラム改革を2014年農業法で実施することがブラジルの報復措置を回避するために不可欠であった。

新農業法の審議の過程で、セーフティネット・プログラムについては、上院・下院とも比較的順調に議論が進んだ。他方、栄養プログラムの削減をめぐるっては、削減幅をなるべく抑えたいとする上院と大幅な削減を強硬に主張した下院とでは立場が大きく異なっていた。このため、最初の公聴会が2010年4月に開催され、第1表に示すように、2012年に入って新農業法の審議が始まったにも関わらず、下院での審議が進まない状況が続いた。ようやく新農業法が大統領の署名を得て2014年農業法として成立したのは、2014年2月7日であった。

第1表 2014年農業法の主な審議状況

上 院		下 院	
2012. 4.26	農業委員会可決：S.3240 (16対5)	2012. 7.12	農業委員会可決：H.R.6083 (35対11)
2012. 6.21	本会議可決：S.3240 (64対35)		
2013. 1. 2	2008年農業法を1年延長	2013. 1. 2	2008年農業法を1年延長
2013. 5.14	農業委員会可決：S.954 (15対5)	2013. 5.15	農業委員会可決：H.R.1947 (36対10)
2013. 6.10	本会議可決：S.954 (66対27)	2013. 6.20	本会議否決：H.R.1947 (195対234)
		2013. 7.11	本会議可決：H.R.2642 (栄養条項除く) (216対208)
		2013. 9.19	本会議可決：H.R.3102 (栄養条項) (217対210)
		2013. 9.28	H.R.2642とH.R.3102をH.R.2642へ統合
2014. 1.27 両院協議会がS.954とH.R.2642を調整した合意案を公表			
2014. 2. 4	本会議・両院協議会案可決 (68対32)	2014. 1.29	本会議・両院協議会案可決 (251対166)

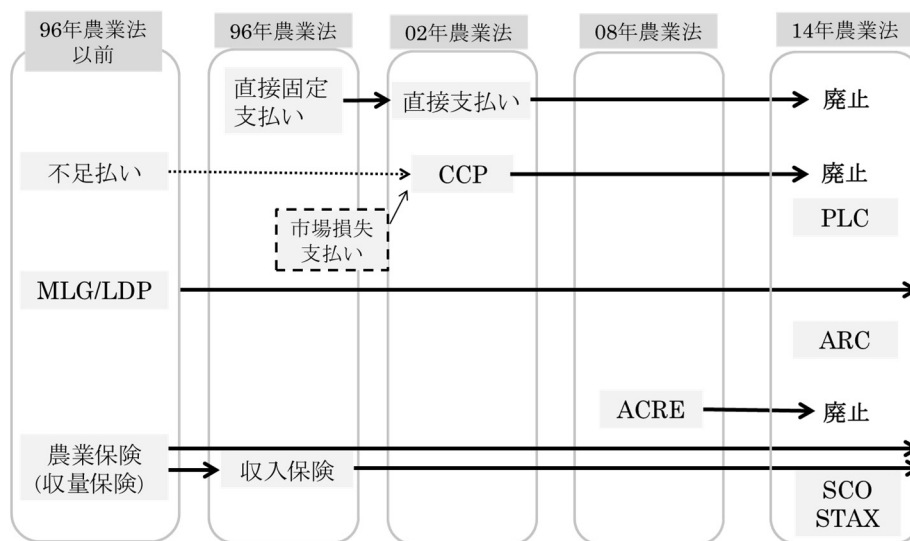
出典：筆者作成。

(2) 2014年農業法の概要

2014年農業法の概要を、経営安定対策を中心にみておこう。まず、1996年農業法で導入された直接支払い、2002年農業法から実施されてきたCCP、そして2008年農業法で創設されたACREは廃止された。代わりに、新たなセーフティネット・プログラムとして、価

格低下に対応する PLC (Price Loss Coverage) と収入低下に対応する ARC (Agricultural Risk Coverage) が創設された。農業保険においては、個人が加入する保険の控除部分に対して、郡ベースで収入・収量の減少が生じた場合に上乗せして保険金が支払われる SCO (Supplemental Coverage Option) が PLC 選択者を対象に導入された。

また、綿花については、ブラジルの WTO 提訴問題に対応するため、PLC 及び ARC の対象から除外され、新たに導入された農業保険 STAX (Stacked Income Protection Plan) によって経営安定が図られることになった。農業保険に関しては、経営単位収入保険の拡充等も規定された。このような施策の変遷は第 1 図のようにまとめることができる。



第 1 図 主な経営安定対策の変遷

出典：筆者作成

注. MLGはMarketing loan Gain, LDPはLoan Deficiency Paymentの略である.

酪農関係では、生乳不足払いが廃止され、代わりに保険方式に類似した酪農マージン保護MPP (Dairy Producer Margin Protection Program) が導入されることになった。

栄養プログラムは、農業法における議論の中で、歳出削減に関して最も風当たりが強い分野であったが、結局、受給資格要件等制度の根幹に関わる部分の変更は行われなかったものの、SNAPの抜け穴の一つといわれていた「Heat and Eat」問題 (SNAPの支給額のかさ上げ) への対応等により10年間で80億ドルの削減を行うこととなった。環境保全プログラムについても、既存のプログラムが23にまで拡大していたため、それらを13に統合するとともに、農地活用型のプログラムを拡大し、農地休耕型の見直しが行われた。

(3) 2014年農業法に基づくセーフティネット・プログラム

新たに導入された PLC と ARC の対象作物 ("covered commodity" と呼ばれる穀物、油糧種子、豆類等 21 作物) の生産者は、2015 年春までの選択期間内に、各農場の基本面積が配

分されている作物ごとに PLC と ARC のどちらのプログラムに加入するのを選択しなければならず、かつ、その選択は 1 回限りで 2014 年農業法の適用期間中に変更することはできないこととされた。以下では、PLC と ARC の概要を整理するとともに、プログラムの選択結果をみていくことにする。

1) PLC の概要

PLC は、価格の低下に対応した不足払い型のプログラムであり、対象作物の有効価格 (Effective Price) が基準価格 (Reference Price) を下回るとき、支払いが行われる。

PLC の支払額は、支払率 (Payment Rate) に支払単収と支払面積を乗じて計算される。支払率は、基準価格から有効価格を引いたものである。基準価格は、対象作物ごとに 2014 年農業法において全国一律で定められている。有効価格は、販売年度の全国平均価格 (National Marketing Year Average Price。以下単に「販売価格」という。) とローンレートのいずれか高い方である。したがって、販売価格がローンレートよりも低いときには、支払率は基準価格からローンレートを引いた値となり、販売価格がどれだけ低下したとしても、「基準価格－ローンレート」が各作物の PLC 支払率の上限となる。

支払単収については、2014 年農業法に基づき土地所有者が期限までに選択した単収が用いられる。支払面積は、当該作物の作付面積ではなく、基本面積の 85% が用いられる。

PLC の支払額は、これらの支払要素を用いて、各農場について選択された対象作物ごとに、「支払額＝支払率×支払単収×(基本面積×85%)」により計算された金額である。この式のうち、支払率には上限があり、支払単収と基本面積は一定であるから、計算される支払額にも上限があることになる。

PLC はあくまでも価格低下に対する支払いであって、収量が低下したとしても、価格が低下しない限り、どれほど収入が減少しても PLC による支払いは行われない。収量の低下に対応する補てんを得るためには、農業保険に加入する必要がある。

特に、PLC 加入者は、SCO へ加入することにより、既に参加している農業保険の控除部分 (足切り部分) に上乗せした補てんを受けることができる。SCO を選択することにより、個人で加入している収入保険または作物保険の保証水準が 86% まで引き上げられる。そして、郡ベースの実収入または実単収が、郡ベースの基準収入額または基準単収の 86% を下回るとき、最大で 86% から個人が加入する保険の保証水準までの範囲内で、個人ベースで支払われる保険金に加えて、SCO による保険金が支払われる。SCO に関する保険料補助率は 65% である。

2) ARC の概要

ARC は、収入に着目し、実際の収入が基準収入の 86% よりも低下するような軽微な収入減少に対して、基準収入の 10% を上限に補てんするプログラムである。ARC には、郡ベースで計算した収入が減少するときに支払いが行われる ARC-CO (ARC County Coverage) と個人ベースで計算した収入が減少するときに支払いが行われる ARC-IC (ARC Individual

Coverage) の 2 つの方式があり、ARC に加入するときには、そのいずれかの方式を選択することになる。

i) ARC-CO

ARC-CO は、作物別に加入し、作物ごとの郡ベースの実収入額が郡ベースの基準収入額 (Benchmark Revenue) の 86%を下回るときに、支払いが行われる。なお、ARC-CO は作物別に加入できることから、当該農場に複数の対象作物の基本面積が配分されている場合には、作物ごとに PLC か、ARC-CO かを選択することができる。たとえば、ある農場について、小麦は PLC、とうもろこしは ARC-CO という選択が可能である。

ARC-CO の基準収入額は、販売価格の 5 中 3 年平均に、郡単収の 5 中 3 年平均を乗じた額である。このとき、ある年の販売価格が PLC 基準価格を下回るならば、当該販売価格は PLC 基準価格に置き換えられる。このため、ARC の基準収入額の設定に当たっては、PLC 基準価格が最低価格として機能することになる。また、ある年の郡単収が USDA によって定められる当該郡の平均単収である T 単収の 70%を下回るときは、当該郡単収は T 単収×70%に置き換えられる。このように、ARC-CO においては、過去 5 年間のうち 2 年以上大幅な価格や収量の低下が生じた場合には、PLC の基準価格や T 単収を用いることによって、基準収入額が大きく落ち込まないように仕組まれている。ARC-CO の実収入額は郡の収穫単収に当該年度の販売価格を乗じた額である。

基準収入額の 86%を収入保証額とすると、ARC-CO の基本面積当たりの支払額 (支払率) は、「収入保証額－実収入額」と「基準収入額×10%」のいずれか小さい方の額である。したがって、実収入額がどれほど大きく減少しても、支払率の上限は基準収入額×10%となる。支払面積は、基本面積の 85%であるから、ARC-CO に加入することによって、

「支払額＝支払率×(基本面積×85%)」により計算される金額が支払われる。支払率に上限があり、基本面積は一定だから、PLC の場合と同様に、ARC-CO の支払額にも上限があることになる。また、ARC-CO でも、作付けされている対象作物ではなく、選択された対象作物の基本面積に応じた支払いが行われる。

ii) ARC-IC

ARC-IC は、当該農場で作付けしているすべての対象作物について加入する経営単位方式であり、全作物からの実収入額の合計が基準収入額の 86%を下回るときに支払いが行われる。ARC-IC を選択すると、当該農場の全作物が ARC-IC の対象となるため、当該農場に関して ARC-IC と PLC または ARC-CO を同時に選択することはできない。

ARC-IC の基準収入額は、前述の ARC-CO と同様の手順で作物別の基準収入額を計算し、それを当該年の各作物の個人ごとの作付面積でウェイトづけしたものを合計して求められる。ある作物について、ある年の販売価格が PLC の基準価格を下回るときには当該販売価格は基準価格に、ある年の単収が T 単収×70%を下回るときには当該単収は T 単収×70%に置き換えられる点は、ARC-CO と同じ取り扱いである。

ARC-IC の実収入額は、「作物ごとの実収入額＝収穫単収×販売価格」に作付面積ウェイトを乗じて合計した「実収入額＝ $\sum \{ (収穫単収 \times 販売価格) \times 作付面積ウェイト \}$ 」である。

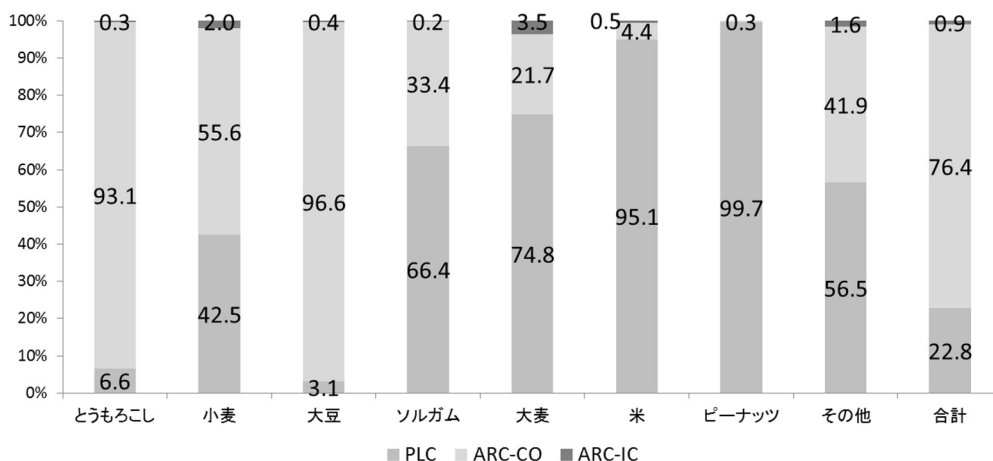
基準収入額の 86% を収入保証額とすると、ARC-IC の単位面積当たりの支払率は「収入保証額－実収入額」と「基準収入額×10%」のいずれか小さい方の額である。ARC-CO と同様に、実収入額が大きく減少したときであっても、基準収入額×10% が支払率の上限となる。

ARC-IC の支払対象面積は、基本面積の 65% であるから、「支払額＝支払率×(基本面積×65%)」によって計算される金額が支払われることになる。

ARC-IC の場合、支払額の計算に個人の作付面積ウェイトや収穫単収が用いられ、作付けの実績が考慮された支払いが行われる点で、PLC や ARC-CO とは異なっている。

3) PLC と ARC の選択結果

PLC、ARC-CO 及び ARC-IC の選択状況は、第 2 図に示すように、とうもろこしと大豆では基本面積の 93.3% と 96.6% で ARC-CO が選択されたのに対して、米とピーナッツでは 95.3% と 99.7% で PLC が選択され、これらの作物に関しては、プログラムの選択が極端に偏った。それに対して、小麦については基本面積の 55.6% で ARC-CO が選択されたほか、ソルガムや大麦でも ARC-CO がそれぞれ 33.4%、21.7% と ARC-CO と PLC の間で選択が分かれた。全作物合計で見ると、とうもろこし、小麦および大豆で基本面積の約 9 割を占めることから、その 3 作物で選択率が高かった ARC-CO が全体の 76.4% を占め、PLC の割合は 22.8%、ARC-IC はわずかに 0.9% となった。



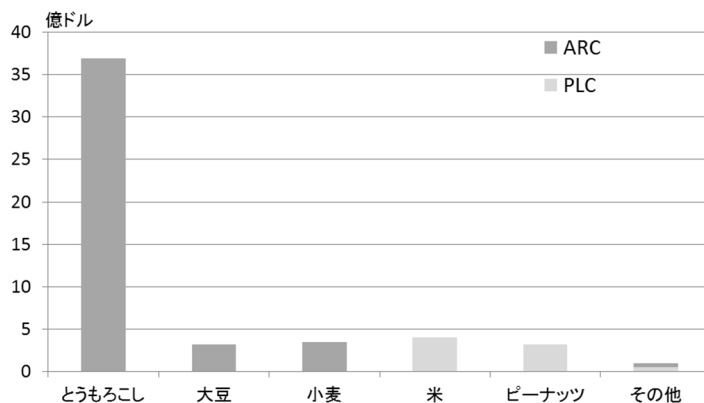
第 2 図 作物別のプログラム選択割合（基本面積ベース）

資料：USDA(2015), *ARC/PLC Program* (http://www.fsa.usda.gov/programs-and-services/arcplc_program/index)

このような結果は、プログラム選択に当たり、各機関から提示された価格予測に基づく 2014 年から 2018 年までの PLC と ARC からの予想受取額、特に受取額の予測確度が高い 2014 年及び 2015 年の受取額が重視されたことによるものと考えられる。

4) PLC と ARC の支払額

2014年に係る PLC と ARC の支払額は、それぞれ 7.7 億ドルと 44.1 億ドルの合計 51.8 億ドルで、そのうち、とうもろこしに関する ARC の支払額が 36.9 億ドルとなっている。ERS の予測によると、2015年に係る支払額として 90 億ドル程度が見込まれている。FAPRI の 2015 年ベースライン予測では 2015 年に係る支払額は合計で 75 億ドルとされており、現時点ではそれを上回る水準での支払額となることが予想されている。



第 3 図 2014 年に係るプログラム支払額

資料：USDA, ARC-CO/PLC PAYMENTS AS OF FEB 22, 2016

(4) 2014 年農業法と農業保険

1) 農業保険の加入に与える影響

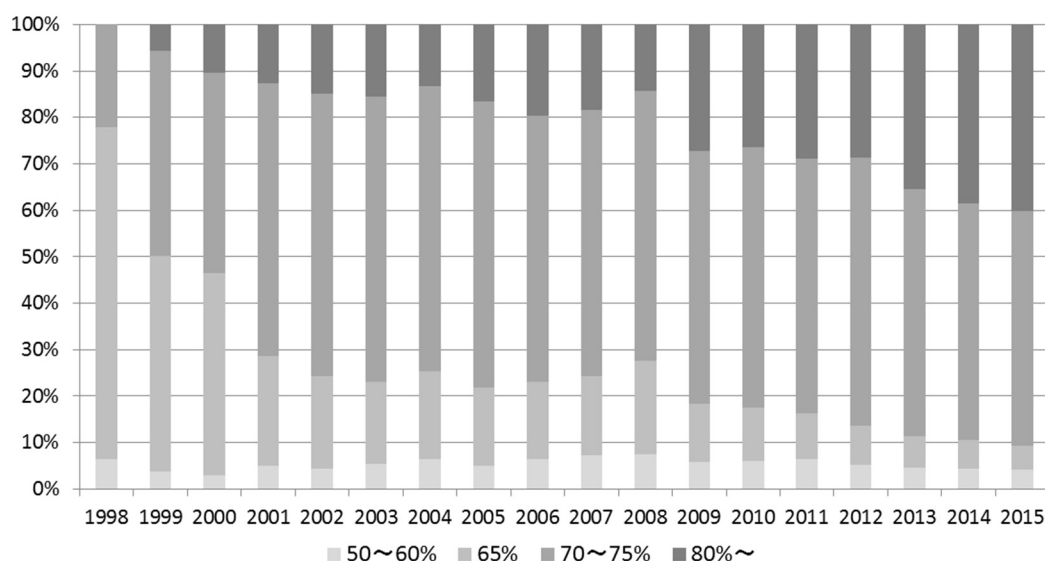
ARC 加入者、さらには PLC 加入者で農業保険の上乗せ補てんプログラム SCO への加入を選択する者は、軽微な収入減少が生じる場合でも支払いが行われることから、新たなプログラムの実施が農業保険の加入へ影響を及ぼすことも想定された。

しかしながら、農業保険の加入面積は 2015 年においても、2014 年と同水準を保っている。また、第 4 図に示すように、収入保険の選択保証水準別の加入面積割合をみても、70% 以上の保証水準は加入面積の 9 割を超えており、80% 以上の保証水準の面積割合も 2015 年には前年に比べて増加している。SCO を選択する者は、保険料率が非常に高いこともあり、2015 年の実績をみる限りごくわずかである。

このようなことから、少なくとも 2015 年において、2014 年農業法に基づく新しいプログラムが農業保険に対して加入減少や保証水準の切下げ等の影響をもたらしたとは考えにくく、影響をもたらしたとしても確認できない程度と推測される。

2) 経営単位収入保険の加入状況

2014 年農業法に基づき、従来の経営単位収入保険である AGR (Adjusted Gross Revenue) と AGR-Lite に代わり、WFRP (Whole Farm Revenue Protection) が 2015 年から実施された。



第4図 保証水準別加入面積の割合 (収入保険)

資料：USDA/RMA, *Summary of Business as of 02-01-2016*. 第2表において同じ。

WFRP については、果樹・野菜生産者、有機農産物生産者、多角化経営等をターゲットとして、AGR/AGR-Lite に比べて、第2表に示すように、対象範囲が全国的に拡大されるとともに、保証水準や保険料補助率が引き上げられる等の改善が図られたものの、2015年の加入者は特定の地域・品目（北西部の果樹農家）に限られ、全国で1100戸程度となっている。日本でも同様の仕組みの収入保険制度が検討されているが、アメリカで経営単位収入保険の加入が低位にとどまっている理由としては、作物別の収入保険制度が普及していること、農業所得税申告書を用いた保険加入・保険金査定のため農業者の関心が高くなく保険会社も積極的に販売を行っていないこと、作物間の収入の増減が相殺され保険金支払い機会が少なくなること等があげられる。

第2表 WFRP と AGR の比較

	AGR	WFRP
対象地域	18州	45州
保証上限額	650万ドル	850万ドル
保証水準	65%、75%、80% (80%のとき3作物以上作付が要件)	50~85% (80%及び85%は3作物以上作付が要件)
保険料補助率	48~59%	56~80% (80%は2作物以上作付の場合に適用)